

## 新潟市居住支援協議会 会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、新潟市居住支援協議会（以下「本会」という）と称する。

#### (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という）第51条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として位置づけ、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援、その他の住宅要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置について協議することにより、新潟市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

#### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

#### (会員)

第4条 本会の目的に賛同し、本会に入会しようとする団体は、その法人若しくは団体の名称、代表者の氏名、所在地、連絡先を本会に届け出るものとし、本会の承認を得なければならない。

2 新潟市の機関が届け出をした場合にあっては、本会の承認を要しない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を本会に届出なければならない。

4 協議会には会員のほかに、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、新潟市建築部住環境政策課内に置く。

2 事務局は必要に応じて市役所内の関係課会議を招集し、意見を聞くことができる。

## 第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

一 本会の事業計画及び予算に関すること。

二 本会の事業報告及び決算を承認すること。

三 本会の監事を選任すること。

四 会則の制定及び改廃に関すること。

五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者があたる。

(部会)

第7条 本会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は部会を代表し、会務を処理する。

4 部会長は、部会員の互選により選任する。

5 部会において協議が調った事項については、本会の会員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 会長は、個別の事項を検討するために必要と認めた場合に、関係会員による分科会を設置することができる。

2 会長は、必要と認めた場合に、分科会に会員以外の者を出席させることができる。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

三 監事 1名

2 会長は、新潟市建築部長をもって充てる。

3 副会長は、新潟市福祉部長をもって充てる。

4 監事は、会員の互選により選出する。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

一 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は無報酬とする。

### 第4章 会議

(定足数等)

第12条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。

3 会議の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。

4 前項の規定により会議を開催する場合にあっては、第1項の適用について、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

## 第5章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第6章 その他

(秘密の厳守)

第16条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(解散)

第17条 本会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が総会に諮り定める。

附則

この会則は、令和8年8月19日から施行する。

<参考>

新潟市居住支援協議会 会員一覧

(令和8年8月19日現在)

| 区分     | 会員                         |
|--------|----------------------------|
| 不動産団体  | 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会        |
|        | 公益社団法人 全日本不動産協会新潟県本部       |
|        | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会新潟県支部     |
|        | 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会新潟県支部 |
| 福祉団体   | 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会          |
| 居住支援法人 | 特定非営利活動法人 自立支援ネットにいがた      |
|        | 一般社団法人 にいがた入居支援センター        |
|        | 一般社団法人 居住サポートにいがた          |
|        | 一般社団法人 かけはし                |
|        | 合同会社 身寄りなし問題研究会にいがた        |
|        | 居住支援法人 ライフアカウント            |
|        | 居住支援法人 あいりす                |
|        | 特定非営利活動法人 あさひの家            |

|           |                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
|           | 株式会社 凧                                                      |
|           | 合同会社 須貝秀昭オフィス                                               |
| 新潟市市民生活部  | 男女共同参画課                                                     |
| 新潟市福祉部    | 福祉総務課、障がい福祉課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課                         |
| 新潟市こども未来部 | こども政策課、こども家庭課、新潟市児童相談所                                      |
| 新潟市建築部    | 住環境政策課（事務局）                                                 |
| 公的機関      | 日本司法支援センター 新潟地方事務所<br>新潟県地域生活定着支援センター<br>新潟市パーソナル・サポート・センター |
| オブザーバー    | 新潟県（都市政策課）                                                  |